

## 令和2年度 事業計画

### 公益社団法人としての社会的評価の確立と協会の永続的发展、拡大に向けた事業の推進

今年度は、看家紹介業の新たな发展、拡大を目指し、事業の充実、強化に引き続き取り組んでまいります。

近年、看家紹介業を取り巻く環境は大きく変化しております。

人口の減少と少子高齢化が急速に進み、高齢夫婦だけの世帯や一人暮らしの高齢者が増加し、また、子育て期の女性の労働参加意欲が高まっています。こうしたなかで、介護や支援の必要な高齢者の方や子育て中の共働き世帯をはじめ、家政サービスに対するニーズが増大し、また、その内容も多様化してきています。

国も最重要政策課題と位置づける「働き方改革」において、女性が活躍しやすい環境整備、子育て・介護と仕事の両立を主要な柱として掲げています。加えて、今般、70歳までの就業機会の確保を企業の努力義務とする高年齢者雇用安定法の改正案を国会に提出するなど年齢にかかわらず働くことのできるエイジフリー社会の実現に向けた取組みをすすめています。

また、介護保険制度においては、平成27年4月から要支援の高齢者に対する訪問介護が市町村による地域支援事業に移行されました。成長戦略では高齢者の生活支援を担う市場や産業を創出し、育成することとされています。

このような動きをビジネスチャンスとしてとらえ、新たな時代に乗り遅れることなく的確、機敏に看家紹介事業の展開を図るとともに、求職家政婦（夫）確保の効果的な取組みを行っていくことが重要となっています。

このため、公益の増進と活力ある社会の実現に資することを目的とする公益社団法人の使命を果たすとともに、正会員である紹介事業者の发展と特別会員である家政婦（夫）の就労機会の増大ならびに看家紹介業への社会的評価の向上を図ってまいります。

本年度は、以上のような基本方針のもとに、次に掲げる重点事項をはじめ、事業の積極的、効果的な実施に取り組んでまいります。

#### 【重点項目】

- 公益目的事業の適正、的確な実施
- 家政士検定制度の適切かつ積極的な運営とこれを基軸とする看家紹介事業の発展戦略の展開
- 介護保険関係事業への参画
- 財政基盤の改善

## 1 家庭における高齢者等の介護の重要性に鑑み、介護関係業務に従事する看護師・家政婦（夫）が提供する介護サービス等の向上を図る事業（公益目的「公1」の事業）

### (1) 紹介業運営セミナー

「高齢化する家政婦（夫）が健康、安全に、いきいきと働くための課題と方策」及び「介護保険サービスとの併用ケースと業務提携」の2つをテーマに、高齢化し判断能力や運動機能が低下する家政婦（夫）の健康・安全対策、就労支援のあり方、在宅介護における家政婦（夫）の活用の工夫などについて、紹介所長、紹介責任者、従事者を対象にセミナーを実施します。

本セミナーは、正会員をはじめ、不特定多数の方々が多く参加されることを期待するとともに、そのための働きかけを行います。

### (2) 介護家政サービス向上セミナー

家政サービスにおいて基本的に必要とされる「ビジネスマナーの向上」をテーマに、身だしなみ、立ち居振る舞い、言葉づかい、来客・電話の応対など、家政婦（夫）ならではのきちんとしたマナーを身に付け、実践できるよう、家政士検定制度にも役立つ内容として、DVD 及び冊子の教材による講義とともに受講者によるグループワークを行います。

本セミナーは、特別会員をはじめ、高齢者や障害のある方等を在宅で介護されているなど、その知識、技術を必要とする不特定多数の方々が多く参加されることを期待するとともに、そのための働きかけを行います。

### (3) 職業紹介責任者講習の共同実施等

公益社団法人全国民営職業紹介事業協会の協力を得て、看家紹介事業向けの職業紹介能力向上のための職業紹介責任者講習をブロック単位で実施します。

また、公益財団法人介護労働安定センターが実施する各種研修、セミナー、講習会等に協力、支援をしております。

### (4) 介護保険制度に対する対応

平成27年4月からの介護保険制度の改正に対して、看家紹介事業として参画するための方策を研究し、必要な内容については行政当局への要望などを積極的に行ってまいりましたが、今後も引き続き実施してまいります。成果につきましては、適時、会員紹介所に情報提供をするとともに、必要に応じて研修を実施するなど、実効性のある制度になるように対応してまいります。

## 2 看護師・家政婦（夫）の職業紹介事業が適正に行われることにより、労働力需給の円滑化、雇用の安定に資するための相談及び援助の事業（公益目的「公2」の事業）

### (1) 相談・苦情窓口の設置

フリーダイヤル（☎0120-041-817）を事務局に設置し、利用者（求人者）からの各種サービスに関する問い合わせ等に対応するとともに苦情処理についても必要に応じ関係機関の協力を得て問題解決に向けて支援してまいります。なお、これらの貴重なデータは記録として残し、今後の事業運営、研修等に活用してまいります。

平成29年1月に制作した「ヒヤリ・ハット集」は、職業紹介従事者あるいは家政婦（夫）などの研修の教材として活用いただくべくインターネットによる配布を行います。

### (2) 賃金不払補償の支援

公益財団法人介護労働安定センターが実施する「賃金不払補償」の適用が受けられ、家政婦（夫）が安心して働けるよう相談・助言を行います。

また、紹介所や看護師・家政婦（夫）に係る不法行為を行った求人者については、被害の連鎖を防止するための情報提供等の対策を講じます。

### 3 看護師・家政婦（夫）の職業紹介事業が適正に行われることにより、労働力需給の円滑化、雇用の安定に資するための調査研究、出版、広報の事業（公益目的「公3」の事業）

#### (1) 啓発・広報の事業

- ① 広報事業については、従来から法令遵守や紹介事業の改善、看護師・家政婦（夫）のスキルアップのための情報提供に努めてまいりましたが、今後も引き続き情報提供するための媒体を発行してまいります。

家政士検定制度について、受験案内、試験実施結果、家政士合格者の就労状況等の各種情報を正会員及び特別会員はもとより、関係各方面に適時、適切に情報提供するとともに、報道機関や業界紙をはじめ効果的な対外公報に取り組んでまいります。

また、紹介所においても、各紹介所が発行する社内報、利用者や介護施設・行政機関等向けの広報誌、ホームページなどを通じて家政士検定試験の周知、広報に積極的に取り組んでいただけるよう努めてまいります。具体的には、①合格した会員の声、②会員以外の合格者の声、③合格者が登録している紹介所長の声や求人者、求職者等に対しての家政士資格の効果的な活用事例などを収集、整理し、周知、広報のための素材として各紹介所に提供することといたします。これらを参考に、各紹介所が自ら工夫したものを作成して積極的にPR活動をしていただくことにより、家政士検定試験の受験者の増加、さらには、社会的評価の向上に繋がるように図ってまいります。

なお、「はなえみ」及び「看家協会ニュース」については、会員への利便性を考慮しつつ経費削減を図るため、紙媒体から電子媒体への移行を図ってまいります。

- ・ 広報誌 「看家広報・はなえみ」 隔月発行
- ・ 情報誌 「ほほえみ」 年4回発行
- ・ 会員向け情報紙 「看家協会ニュース」 隔月発行

- ② 協会のホームページにつきましては、さらに活用しやすいようにコンテンツの充実を図ってまいります。

URL <http://www.kanka.or.jp>

- ③ 当協会の会員である全国の各紹介所が、独自の特色や地域の特性を生かしたホームページを作成することにより、潜在している求人ニーズや就労希望に応えられるよう、紹介所独自のホームページの作成、改善の支援を

いたします。また、協会のホームページとリンクすることにより、広報事業の効果を増大させることといたします。

## **(2) 調査研究の事業**

官民あげでの女性活躍推進に向けた積極的な取り組み、単身あるいは夫婦のみの高齢者世帯の増加等看家紹介事業に対するニーズが増大するなか、看家紹介事業の利用の拡大を現実のものとするためには、事業の利用メリット、特長及び就労の実情、魅力等を広く国民や企業に理解、認識していただくとともに、協会内の連絡、情報交換をより緊密なものとし、正会員、特別会員が一致協力してサービスの向上に取り組むことが重要であります。このため、調査研究委員会においては、引き続き「協会の情報戦略のあり方」をテーマとして研究、検討をすすめてまいります。

## **(3) 書類の出版・販売の事業**

職業紹介事業を行うのに必要な法令様式等について、法改正に伴う様式変更や多様化するニーズに対応するべく使い勝手のよい書類等を制作・販売することにより、法令を遵守した事業を展開し、求人者や求職者に安心して紹介所を利用していただけよう努めます。また、労働局への申請書類等の助言、指導等のサービスを併せて実施してまいります。

## 4 看護師・家政婦（夫）の職業紹介事業が適正に行われるための運営に関する指導、普及、啓発、支援等の事業（公益目的「公4」の事業）

### (1) 紹介所間の業務提携及びハローワークによる情報提供に関する支援

複数の紹介所間の業務提携が適正、円滑に行われることに資するための情報提供や相談、ハローワークによる求職者、求人者に対する看家紹介所の情報提供についての相談、行政との連絡調整等の支援を行ってまいります。

### (2) 厚生労働省へのインターネット関連事務の支援事業

職業安定法改正により義務化された各看家紹介所の就職者数及び手数料等の厚生労働省「人材サービス総合サイト」への情報掲載及び職業紹介責任者の「厚労省人事労務マガジン」への読者登録の事務について、厚生労働省の承認のもと、協会が会員紹介所や職業紹介責任者の委託に応じ、情報掲載の代行や代理登録及び配信記事の FAX・郵送による配送といった支援を行ってまいります。

### (3) 労災特別加入と労災事務センターの運営事業

看家紹介所の紹介により個人家庭に雇用されて就労する家政婦（夫）について、これまで介護関係業務に限られていた「労災保険の特別加入」の対象に、家事支援業務（炊事、洗濯、掃除、買物、児童の日常生活上の世話及び必要な保護その他家庭において日常生活を営むのに必要な行為）が、平成30年4月1日から加えられたことから、新たに対象となった家事支援業務に従事する家政婦（夫）をはじめ、関係者への制度の周知及び加入促進を積極的にすすめるとともに、「労災事務センター」の適正運営に努めてまいります。

あわせて、介護労働安定センターが行う健康診断助成金を活用した健康診断の受診、団体傷害保険の事故発生状況および労働災害発生状況の周知、啓蒙を行うことにより、災害、事故の防止活動に努めてまいります。

### (4) 在宅福祉サービスを適正円滑に進めるための支援の事業

#### ① 各種協定に基づく支援事業

業務上により被災された労災年金受給者等に対し、必要とされる介護や家事等の援助サービスが円滑に提供できるよう、関係団体・機関等と協定を締結し、サービスの提供に努めます。

- ・一般財団法人労災サポートセンター（労災年金受給者）
- ・人事院事務総局職員福祉局（国家公務員）

- ・ 地方公務員災害補償基金（地方公務員）
- ・ 防衛省人事教育局（防衛省職員）
- ・ 最高裁判所事務総局人事局（最高裁判所職員）

## ② ホームヘルパー協定事業

企業の社員が、仕事と家庭での介護や育児とを両立し、安心して仕事を続けていくことができるための制度として、本協定は企業の福利厚生に大きな役割を果たしています。今後、このようなニーズはさらに増加することが見込まれますので、協会役員及び職員による「加入促進チーム」を編成し、家政士検定制度を活用するなどして、より積極的に企業に対して加入を働きかけてまいります。

## (5) 施設の貸与の事業

当協会の本部会館及び近畿ブロックセンターの会議室を、当協会が実施する公益目的事業の趣旨に合致したものであることを条件に、会員及び会員以外の者にも低廉な料金で貸し出し、施設の有効利用を促進します。

## 5 会員のための福利厚生事業（共益「他1」の事業）

### (1) 協会会員の加入促進による組織の拡大

家政婦（夫）を会員とする全国唯一の組織として結成したのは、看家紹介事業者及び家政婦（夫）の力を結集し、看家紹介事業の存在感と社会的評価を高め、家政婦（夫）の働く環境の向上等を図り、もって社会に貢献しようとするものであります。この目的を達成するためにも協会の会員、なかでも特別会員の加入促進は最大の課題であります。

しかしながら、正会員数、特別会員数の減少傾向が続いており、当協会の財政基盤の改善の面からも対応が急務となっております。本年度も引き続き、会員の皆様のご理解、ご協力を得て、正会員、特別会員の加入促進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

会費の管理に関する事務処理については、なお一層円滑な事務処理ができるよう努めてまいります。

### (2) 表彰制度の充実

当協会における「会長表彰制度」の運営、「職業安定局長表彰」や「厚生労働大臣表彰」の推薦については、正会員である紹介所長並びに特別会員である看護師・家政婦（夫）の使命達成への意欲と職務への誇りを高め、看家紹介事業への社会的評価の向上につながるよう、適正かつ積極的に取り組んでまいります。

### (3) 慶弔金品の支給

慶弔金品規程に基づき、正会員、特別会員の慶弔禍福の際に慶弔金品を支給し、福利厚生の実現に努めてまいります。

### (4) 各種共済制度の運営

当協会が運営しております、傷害保険及び共済給付（医療費助成）制度につきましては今後とも充実に向けて努めてまいります。平成27年度より募集を開始いたしましたベビーシッター賠償につきましては、引き続き加入促進に努めてまいります。



## 6 家政士検定の事業（共益「他2」の事業）

厚生労働大臣認定の社内検定制度である「家政士検定」の公正、的確な実施、運営に取り組みます。

家政サービスや家事支援業務に関する卓越した知識、技術の基準を定め、基準に達していることを評価するための学科試験及び実技試験を行い、合格者には、「家政士」の資格を授与します。

本年度は、11月14日（土）に全国的規模で実施します。実施に当たっては、適切な試験問題の作成、公正、円滑な試験運営、より多くの人に受験いただくとともに家政士資格に対する社会的な認知、評価が高まるような積極的広報に努めます。

あわせて、家政士検定制度により家政婦（夫）の技術、知識等のレベルの保証が実現し、求人者、求職者双方の信頼度を高めることができるようになることから、企業の社員の福利厚生・生活支援制度への参画、百貨店等が行うコンシェルジュ窓口などの顧客サービスとの連携、大学家政学部や職業能力開発施設との連携など、家政士検定制度を基軸とした看家紹介事業の発展、拡大のための活動をすすめます。

## 7 職業紹介責任者講習等の事業（共益「他3」の事業）

### (1) 職業紹介責任者講習の開催

職業紹介責任者講習については、家政婦（夫）への労働基準法等の法令適用の特殊性や紹介先が個人家庭であることによる就労の実情等を踏まえ、より適正、的確な看家紹介事業の運営に資する真に役立つ講習を、協会主催により、適時開催します。

### (2) 職業紹介従事者向け研修教材の制作、販売

平成 29 年の職業安定法改正により、職業紹介事業者は職業紹介責任者に職業紹介従事者に対する職業紹介の適正な遂行に必要な教育を行わせることとされています。

こうしたなか、会員紹介所が従事者への教育を容易にかつ効果的に行えるようにするため、看家紹介業の特性や実情に即して、従事者が関係法令をきちんと理解し、遵守するとともに、適格、円滑な紹介あつ旋をするための基本的な心構えと知識、技法を身に着けることができる教材を講義映像の DVD と冊子テキストをセットにして制作し、会員をはじめ他職種の紹介所などに広く販売してまいります。

なお、この教材を使用して行う従事者教育や従事者による自己学習を厚生労働省に提出する事業報告書に記載することで、厚生労働省及び都道府県労働局より、職業安定法に規定された従事者教育を行ったと認められることとなります。

## 8 法人の管理

### (1) 協会運営の基盤となる「ブロック協議会」及び「支部」組織の活発な活動への援助

当協会におきましては、全国に10のブロック協議会と50の支部が組織されております。これらの組織を通じて会員の意見等を協会運営に反映させ、必要な意見等は協会の事業として組み立て、全国の協会会員が共通認識を持ち、同じ方向に活動することが重要であります。ブロック協議会及び支部がより活発に活動できるよう工夫するとともに協会の各種事業が円滑に実施できるよう、協会としても連携をより強めてまいります。

### (2) 各種会合を通じた協会運営の円滑化

正副会長会議をはじめ、各種委員会を開催し、その議論の方向に従って円滑な協会運営を図ってまいります。「開かれた協会運営」「開かれた議論」を実行してまいります。本年度は、厳しい財政状況を踏まえ、より一層の合理的かつ効果的な開催を図ります。

会議名	開催数
定時社員総会	1回
理事会	4回（5月、6月、10月、3月）
正副会長会議	隔月1回
委員会合同会議	随時
教育研修委員会	随時
広報委員会	随時
調査研究委員会	随時
ブロック長会議	随時
支部長会議	随時

### (3) 事務局体制の整備と職員の意識改革

看家紹介業を取り巻く情勢の変化に対応して各事業を円滑、効果的に実施するためには、事務局の体制を整備し、職員一人一人の職務と責任を明確にした上で、個々の職員の資質と職務遂行能力を高めることが喫緊の課題であります。

職員の職務分掌をより明確かつ業務効率の上がるものとなるようにするとともに、職員間の緊密な連携協力に取り組みます。

あわせて、職員の使命は、「正会員」ならびに「特別会員」のためを第一に考え、正会員、特別会員のニーズに真摯に応えること、そのために日々研鑽を積み職務遂行能力の向上に努める必要があることを心から理解し、これらを実行するよう職員の教育、研修に取り組みます。

#### (4) 情報公開と個人情報の保護

「情報公開規程」及び「個人情報管理規程」に基づき、積極的に情報公開の促進に努めるとともに、個人情報を適切に保護、管理することに努めてまいります。

#### (5) 協会基本財産の保全と運用財産の執行管理

- ① 協会会館及び近畿ブロックセンターの土地、建物等の保全管理、また、協会基金の保全管理の適正化を図ってまいります。
- ② 運用財産の保全及び執行につきましては、「公益法人会計処理基準」に基づき、積立金の保全管理ならびに令和 2 年度収支予算の適正な執行管理に努めてまいります。
- ③ 協会の財務関係諸規定に基づき、財務管理の透明かつ公正化を図るとともに、予算書、決算書等の財務諸表についても適時見直しを図ってまいります。

#### (6) 協会の事業運営に係る財務基盤の改善

公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎や技術的能力を有していることは、公益社団法人として当然のことです。公益法人のすべての事業を確実に遂行できる十分な財政基盤があること、適切な経理処理を行う能力を持つ人材がいて、適正に計算書類が作成でき、正確に財産が管理されていること、そして、それらの計算種類等を適正に情報開示することなど必要条件を満たしていることが重要です。

公益社団法人への移行認定を受けて以降の収支状況をみると、当期損失で推移しています。事業運営の効率化や経費の節約を最大限行うことが必要なことはもちろんですが、会員数の減少に歯止めがかからないことが当期損失の最大の要因となっています。

協会の事業を将来にわたって持続的、効果的に運営していくためには、財政健全化のための具体的な取り組みを早期に実行することが喫緊の課題となっています。このため、平成 30 年 11 月に、有識者、外部理事及び会員紹

介所長からなる「組織・財政のあり方検討会」を設け、1年間にわたる検討を経て、令和元年11月に報告書がとりまとめられました。報告書では、①看家紹介業の活性化と協会の収入増加のための新たな事業の構築、②現行の事業の見直し、③特別会員の加入増方策、④第3の会員制度の創設、⑤会費の引き上げ、といった重要事項について具体的な提案がされています。協会としては、可能な事項から実行していくべく、会員の皆様の理解と協力を得られるよう説明、広報に全力を傾けるとともに、規程類の改定・整備や役員及び事務局職員の業務執行の向上、強化をすすめるなど円滑な実行に向けて取り組んでまいります。

協会の財政基盤の改善を図るためには、これらの事項の実現と合わせ、正会員及び特別会員の加入促進に向けた協会、会員あがての取組みと、看家紹介業の活性化が図られる事業の構築が重要であり、会員の皆様お一人お一人のご理解とご協力をお願いいたします。